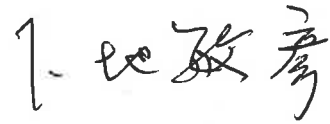


宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

宮古島市長



宮古島市条例第 1 号

## 宮古島市エコアイランドPR施設の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 宮古島市の推進しているエコアイランド施策に関し、それらを活用したエコツアーの充実による観光振興及び市民の理解促進による地域活性化を図るため、宮古島市エコアイランドPR施設を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 宮古島市エコアイランドPR施設の名称及び位置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宮古島市エコアイランドPR館 宮古島市下地字上地743番地
- (2) 宮古島市メガソーラー展望台 宮古島市城辺字福里1878番地21

### (指定管理者による管理)

第3条 市長は、宮古島市エコアイランドPR館（以下「エコPR館」という。）の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

### (指定管理者の指定の申請)

第4条 前条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) エコPR館の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

### (指定管理者の選定及び指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれに

該当するもののうちから、エコPR館の管理を最も適切に行うことができる  
と認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) その事業計画書においてエコPR館の運営が、市民の平等な利用が図られること。
- (2) その事業計画書の内容について、エコPR館の管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) その事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) エコPR館でのエコアイランド推進啓蒙活動や利用者に関する業務
- (2) エコPR館等の維持管理に関する業務
- (3) エコPR館の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第7条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) エコPR館の管理業務の実施状況
- (2) エコPR館の維持管理にかかる経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるエコPR館の管理の実態を把握するために必要な事項  
(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったエコPR館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第11条 市長は、第5条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第9条第1項の規定によりその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。